

令和3年（行コ）第136号 東海第二原子力発電所運転差止等請求控訴事件

一審原告 大石 光伸 外

一審被告 日本原子力発電株式会社

控訴審準備書面（32）

一審被告の審査資料及び評価結果の信用性について

一 浜岡原発・基準地震動過小評価事件、敦賀原発・データ書換事件を踏まえて一

2026（令和8）年2月25日

東京高等裁判所 第22民事部ハに係 御中

一審原告ら訴訟代理人

弁護士 河合 弘之

目次

第1	本書面の趣旨	- 4 -
第2	経験則を裏付ける歴史的事実	- 5 -
1	浜岡原発・基準地震動過小評価事件	- 5 -
(1)	データ捏造の発覚とその経緯	- 5 -
(2)	中部電力の不正行為の悪質性	- 7 -
2	一審被告・ボーリング調査データ書換事件	- 7 -
(1)	事件の概要	- 7 -
(2)	データ書換事件の重大性	- 8 -
3	一審被告による度重なる審査資料不備事件	- 10 -
(1)	本件原子炉燃料棒の有効長頂部の寸法に誤り	- 10 -
(2)	本件原発工事計画の認可申請書の記載不備	- 11 -
(2)	敦賀原発2号機の審査資料不備	- 11 -
4	そのほかの原発業者のデータ改竄・隠蔽事件（毎日新聞による整理） ..	- 13 -
5	小括	- 15 -
第3	経験則を裏付ける原発事業者の特質（契機）	- 16 -
第4	浜岡原発・基準地震動過小評価事件で発覚した原規委の適合性審査スキームの弱点	- 17 -
1	基準地震動過小評価を原規委が審査過程で発見できなかった	- 17 -
2	原規委はなぜ発見できなかったのか―事業者性善説に立った審査	- 18 -
第5	以上を踏まえての司法審査の在り方―原規委による基準適合判断が有する推認力の射程を踏まえた事実認定が求められること	- 19 -
1	基準適合判断が有する推認力の射程―評価結果等に過小評価や誤謬が無いことまでは推認できないこと	- 19 -
2	歴史的事実に基づく証拠評価―原規委が元データを確認していない評価結果	

等は無条件に信用性を肯定できないこと - 19 -

3 一審被告の訴訟上の義務—原規委に重要事実誤認が無いことについて相当な
根拠資料に基づいて主張立証すべき義務 - 20 -

4 基準地震動の争点に即したあてはめ—一審被告には本件元データに基づいて
原規委に重要事実誤認が無いことを主張立証すべき訴訟上の義務があること - 21

-

第1 本書面の趣旨

- 1 一審原告らは、控訴審準備書面（31）14頁で、次のとおり指摘した。

本件地盤モデルを含む原発事業者による評価結果は、原発事業者による元データの収集・選定・解析・評価の過程を経て作成されるものであるところ、伝聞証拠同様、「その作成過程では過小評価や誤謬が入り込む可能性がある」という経験則が存在している。このような経験則が存在することは、(…) 歴史的事実によって証明されている。

- 2 本書面第2項では、上記経験則を裏付ける歴史的事実として、昨今発覚した中部電力による浜岡原発・基準地震動過小評価事件（[甲D314](#)）、一審被告による敦賀原発2号機・ボーリング調査データ書換事件（[甲D315の1～2](#)）その他の具体的事件を紹介する。

なお、中部電力による浜岡原発・基準地震動過小評価事件も非常に重要なので注視して頂きたいところだが、本項でもう一つ注視頂きたいのは、一審被告の審査資料不備事件（下記第2の2及び3）である。

すなわち、一審被告については、これまで

- ① 平成30年には本件原子炉燃料棒の有効長頂部の寸法の誤りや本件原発の工事計画の認可申請書の不備が発覚
- ② 令和元年には敦賀原発2号機の審査資料に1139箇所もの不備が発覚
- ③ 令和2年には重要データの書換が発覚
- ④ 審査再開後の令和4年12月に追加で157箇所の不備が発覚

といった不祥事が報告されている。これらの不祥事については、原規委委員から「これほど間違った資料を提出するのは御社（一審被告）だけ」と指摘されるなどしていた。

敦賀原発2号機と本件原発は別サイトではあるものの、品証体制は統一されている（[甲D317の2](#)：6頁）。敦賀原発2号機でこれほどまでに資料不備が多発した上にデータ書換まで起きた事実は、敦賀原発2号機と品証体制が統一され

ている本件原発に係る審査資料や評価結果に対する信用性を大きく損なわせるものである。

- 3 本書面第3項では、上記2のような事件が多発する契機がどこにあるのかについて、実際に適合性審査に携わっていた原規委委員の発言を踏まえながら言及する。
- 4 その上で本書面第4項では、中部電力の浜岡原発・基準地震動過小評価事件を原規委が審査過程で発見できなかった（中部電力に騙されてしまった）ことを踏まえ、現在の原規委の適合性審査のスキームの弱点について言及する。
- 5 そして本書面第5項では、上記2～4を踏まえ、現状においてあるべき司法審査（事実認定）の在り方について、原判決及び伊方最高裁判決の判示を踏まえつつ、具体的に論ずる。

第2 経験則を裏付ける歴史的事実

1 浜岡原発・基準地震動過小評価事件

(1) データ捏造の発覚とその経緯

ア 2026（令和8）年1月5日、中部電力が、浜岡原発の新規制基準適合審査において、耐震安全確保の要となる基準地震動の策定に係るデータを意図的に過小評価し、小さく見積もっていたことが明らかとなった（[甲D314](#)。図表1。以下「浜岡原発・基準地震動過小評価事件」という。）。

浜岡原発再稼働審査での 中部電力によるデータ不正操作を巡る経緯

2011年3月	東日本大震災、福島第1原発事故が発生
5月	菅直人首相(当時)の要請を受けて中電が稼働中の4、5号機を停止
14年2月	中電が4号機の審査を原子力規制委員会に申請
15年6月	中電が3号機の審査を規制委に申請
18年以前 (時期不明)	地震動のセットを多数作り、意図的に1セット選ぶ方法で不正操作
18年以降	意図的に代表波を選ぶ方法で不正操作
19年1月	審査で実際とは違う代表波の選定方法を説明
23年9月	規制委が最大加速度1200 μ の基準地震動を了承
25年2月	原子力規制庁に外部から「恣意(しい)的な操作が行われている」と情報提供
12月18日	中電がデータ不正操作の疑いを規制庁に報告
19日	規制庁が審査を停止
26年 1月5日	中電が第三者委員会の設置を決定、不適切事案を発表
7日	規制委の山中伸介委員長が審査白紙に言及

図表1 中部電力によるデータ不正操作を巡る経緯・中日新聞

イ 捏造の内容は、基準地震動を策定する前提となる「統計的グリーン関数法」について、計算した数千組（数千波）の地震動データのうち、実際には、平均以下の地震波であったにもかかわらず、これを恣意的に「平均に最も近い波」として「代表波」として選定し、なおかつ、この「代表波」があたかも平均的な地震波に見えるように、他の19組（19波）を選定してグラフに描いてデータを捏造し、虚偽の説明をしていたというものである。

ウ 中部電力は、2018（平成30）年以前から、地震動のセットを多数作り、意図的に1セットを選ぶ方法で基準地震動を不正操作することを始めた。そして、意図的に過小に計算された基準地震動が、あたかも適切なものであるかのように装って審査会合で説明し、原規委は、2023（令和5）年9月、最大1200ガルという当該基準地震動を、おおむね了承と判断していた。

エ 原規委によれば、2025（令和7）年2月に公益通報があり、中部電力の社内調査で発覚したとのことで、そこから10か月余りが経過した同年12月18日になって、ようやく中部電力は、データ不正操作の疑いについて原規委に報告したとのことである。

(2) 中部電力の不正行為の悪質性

ア 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（以下「地震動ガイド」という。）Iは、耐震安全性の要となる基準地震動に関する規定が集められている。

イ 基準地震動は、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動と震源を特定せず策定する地震動のそれぞれについて、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動として策定される。そして、震源を特定して策定する地震動は、応答スペクトルに基づく地震動及び断層モデルを用いた手法による地震動を評価することとされる。このうち、断層モデルを用いた手法による地震動評価では、経験的グリーン関数法による地震動評価や統計的グリーン関数法による地震動評価がある。

ウ 中部電力の上記不正行為は、この統計的グリーン関数法の地震動データを捏造し、基準地震動を小さく捻じ曲げた。耐震安全確保の要をごまかすという言語道断の行いであり、過酷事故に直結する危険な行為である。

エ 現に中部電力による上記不正行為に関し、原規委の山中伸介委員長は、「前代未聞の事案」「暴挙」「安全の確保は原子力事業者の第一義の責任」などと発言し、山岡耕春委員は、「中部電力は真摯に取り組んでいると信じていたが、非常に大きな失望を感じた」などと発言している。

2 一審被告・ボーリング調査データ書換事件

(1) 事件の概要

令和2年2月7日に実施された第833回「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」において、一審被告敦賀発電所2号機の審査資料中のボー

リング柱状図の記事欄の一部が、第657回の審査会合時に提出された柱状図の記事欄から不適切に書き換えられ、さらに説明がなく提出されていることが判明した（[甲D315の1](#)）。

そのため、令和2年10月7日に開催された第31回原子力規制委員会において、本ボーリング柱状図データ書換え事象に対し、日本原電による原因調査分析の妥当性を原子力規制検査の中で確認していくこととなった。その後の検査により、審査資料作成のために必要な業務計画が作成されず、断層岩区分の評価に薄片観察結果を反映させるなどの方針変更時の手順の明確化や関係者間の認識共有などの変更管理に必要な業務管理が適切に実施されていなかったこととともに、データのトレーサビリティ及び複数の調査手法による評価結果における判断根拠の明確化ができていなかったことが確認された。

(2) データ書換え事件の重大性

ア 上記データ書換え事件を受けて、原規委は、令和3年8月18日会合において、再稼働の前提となる安全審査を一時中断すると決めた。規制委は書き換えの経緯を調べてきたが、別の資料の適切性にも疑問があると判断したためだった。

同会合では、更田豊志委員長が「科学的な作法にのっとってもらわないと話にならない」との見方を示したほか、委員からも「審査資料の品質に疑問を持っていた。審査を続けることは適切ではないと思う」との意見が出ていた（[甲D312](#)）。

イ その後、原規委は、「原子力規制委員会の規制活動は、許認可申請の内容が正確で時機を得て情報提供されるという前提に基づいて行われるものであるため、敷地内破碎帯の活動性の評価という適合性審査における重要な論点の判断に用いるデータについて、正確な情報が提供されないことにより、審査に不必要な混乱や人的資源を多大に費やすことになったことは、原子力規制委員会の規制活動に影響を与えた」と判断し、深刻度を「SLⅢ」（原子

力安全上又は核物質防護上一定の影響を有する事態をもたらしたものの、又はそうした事態になり得たもの。)と判断した(甲D315の1:9頁)。

ウ さらにその後、原規委は令和4年12月9日に敦賀原発2号機の適合性審査を再開したが、その際に一審被告は「新たに修正が必要になった箇所が157箇所ある」と説明し、原規委委員の一人から「これほど間違った資料を提出するのは御社(一審被告)だけ」と指摘されたり、原規委委員長からも「正常な審査ができないと判断した場合、審査を継続するかどうかを議論せざるを得ない」等と指摘されたりしていた(甲D313)。

エ このデータ書換問題で留意されるべきは、データ書換発覚前における一審被告の対応である。

(ア) 原規委は、平成25年5月22日に開催された平成25年度第7回原子力規制委員会において、一審被告敦賀原発2号機直下の破砕帯が耐震設計上考慮する活断層であると判断し、それを前提として同月29日付で報告徴収命令(原子炉等規制法67条1項)を行った。新規制基準は将来活動する可能性のある断層の上に安全上重要な施設を設置することを禁じていることから、一審被告は、上記報告徴収命令に対して、一審被告敦賀原発2号機直下の破砕帯が耐震設計上考慮する活断層であるとの原規委の判断が誤りである等として、同年7月16日付で異議申し立てを行っていたのである(甲D315の2)。

(イ) このように、当時の一審被告は、敦賀原発2号機直下の破砕帯が耐震設計上考慮する活断層であるかどうかの論点に関して、活断層であるとする原規委の判断に強く反発していた。そのような一審被告が、その強い反発の結果として再審査となった同じ論点を判断するための重要データを書き換えて原規委に提出していたというのである。

(ウ) この件に関して原規委は故意のデータ書換とまでは認定しなかったものの、一審被告が原規委に強く反発してまで審査継続を求めた論点に関し

てこのようなデータ書換が起こるということ自体、一審被告の当時のデータ管理その他の審査資料作成の信用性に強い疑念を抱かせるものであると言わざるを得ない。

オ なお、さらに重要なことは、このデータ書換事件が発覚した時期である。

このデータ書換が発覚したのは令和2年10月7日である。これに対して本件原発の適合性審査が行われていた時期は、上記データ書換が発覚する以前のことだった。一審被告は上記データ書換問題で原規委から「2つの資料作成プロセスに係る社内規程の整備が不十分であること」や「審査資料作成のための具体的な手順（実施計画）が定められていないこと」を問題点として指摘されていたが、まさにその問題点が存在する中で作成されたものが、本件原発に係る一審被告の審査資料や評価結果だったのである。

したがって、本件では、本件地盤モデルを含む各評価結果の信頼性を評価するにあたっては、原規委による元データに基づく検証が行われていないという事実に加え、こうした事実も十分に考慮されなければならない。

3 一審被告による度重なる審査資料不備事件

ところで、一審被告作成に係る審査資料に不備があったのは、上記2のデータ書換事件だけではない。

(1) 本件原子炉燃料棒の有効長頂部の寸法に誤り

例えば平成30年1月には、本件原子炉燃料棒の有効長頂部の寸法の誤りが発覚した（[甲D316の1](#)、[2](#)、[3](#)）。

ア これは平成29年の運転期間延長認可申請書及び設置変更許可申請の審査資料の中に燃料棒の有効長の頂部寸法（T A F位置データ）について二つの異なる数値が存在していたことが発覚した。

イ 燃料の有効長頂部の位置データに誤りがあると原子炉水位計（燃料域）の水位もまた誤ったものとなっていた重大な問題である。

ウ しかも、最初の設置許可申請時（昭和46年）の7×7燃料による申請から8×8燃料に設置変更許可申請（昭和50年）して燃料頂部の高さ（T A F）が変更になっていたにも関わらず、7×7燃料の寸法で記載されたまま許可されて営業運転が開始され（昭和53年）、平成30年の設置変更許可申請による審査で発覚するまで、建設当初から40年以上にわたって燃料棒の頂部の高さの寸法が誤って記載されていたことまで判明した。

エ 根本原因について一審被告は「制作メーカー図面に誤ったT A F位置データが含まれており、そのデータが申請書・審査資料に連鎖的に引用されてきた」と報告した。事業者である一審被告は「その元データの誤りを気づかずに社内で流用し、申請書に引用し、設置変更許可申請、工事計画認可申請にあってもそのデータの内部チェックができていなかった」という品質管理マネジメント（QMS）が欠如していることを指摘された。

オ T A F誤記を受けて社内水平展開による調査が行われた結果、建屋等が設置されている地盤標高の入力値、タービン建屋掘削範囲の2種類の記載が発見された。

(2) 本件原発工事計画の認可申請書の記載不備

また、平成30年10月ごろには、本件原発工事計画の認可申請書でも一審被告の提出した資料の中に記載不備があったことが確認されていた（[甲D317の1](#)：6頁）。

なお、平成30年は、本件基準地震動や地盤に係る審査が行われていた時期と重なる。

(2) 敦賀原発2号機の審査資料不備

ア さらに、敦賀原発2号機については、令和元年8月23日審査会合以降に931箇所に記載不備があったことが報告され、同年10月11日審査会合では追加で208箇所の記載不備が報告され、同原発の審査資料に合計で1139箇所の記載不備があったことが発覚した（[甲D317の2](#)：15頁）。

イ 令和元年8月23日審査会合では、一審被告担当者から「資料の信頼性に大きな影響を与えかねないような記載の不備であったということで、このようなことを発生させてしまいましたことをお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。」との謝罪があった（[甲D317の1](#)：3頁）上で、その説明として「昨年の10月ごろに、東海第二の工事計画の認可申請書でも、弊社の提出した資料の中に、今回と同じ原因で工認の記載の不備があったことを確認してございます。その際には補正をさせていただいたわけでございますけれども、今回も同じ誤りでございました。東二の工事計画においては、10月の上旬から中旬にかけて、このようなことをしたわけでございますけれども、本件の平成30年の11月の審査会合資料においても、東二と並行して、当時、同じ時期の10月ごろに、この資料を作成していたこととでございます。東二でやった件と同じことを敦賀でもやっていたということ、今さらながらでございますけれども、確認したということとでございます。」との説明があった（[甲D317の1](#)：6頁）。

ウ 原規委からは、平成30年10月に本件原発の工事計画認可申請書に記載不備が発覚し、さらに令和元年8月には敦賀原発2号機の審査資料に不備が発覚したことで、「ちょっと確認なんですけれども、先ほど東海第二の関係のやつでミスをしましたという話で、今回のやつについては、6月から7月ぐらいの次の会合の資料をつくっていく中で気がつきましたという御説明が口頭であったと思います。一方で、東海のやつのほうの再発防止のルールとしては12月から1月ぐらいにつくられる、つくりましたということなんですけれども、そうすると、これ、品証の観点で言うと、どこから、間違いがあったやつについては再発防止というか、根本原因をきちんと考えた上で是正措置をしなきゃいけないという話になるはずなんですけれども、是正措置としている部分の水平展開というのは、御社としてはされているんですか、されてないんですか。」とか「ちょっと御説明がよくわからなかったんです

けれども、東海第二と敦賀って、サイトは違いますけれども、御社、日本原電株式会社としての品証体制は一本になっているはずですので、その中で作成する官庁に提出する文書ということですから、同じ形でもって是正は、東海で起こった話についても、当然、敦賀に反映した是正措置をとらなきゃいけないという話なんですけど、その是正措置はとっていたんですか、とってないんですか。」等と詰問された（甲D317の1：15頁～16頁）。

その上で、「今回説明のあった記載の不備につきまして、これは審査の前提になる元データ、これがもし修正されたということであれば、これが理由がわからないままに、この審査を続けることは難しいわけです。実効的な再発防止策というのは、今の時点ではなかなか期待することもできないようなものですよね。とにかく事業者は、なぜこういう間違いを生じたのか。それが数字を変更する必要がある、それぞれですね、どうしてそういう必要が生じたのかということについて、パターンが幾つかに分類ができると思いますので、それぞれのパターンについて、きちんと具体的な例を挙げて説明をしていただく必要がある。これがないと審査を先に進めることができません、これは。とにかく、そういうことをきちんとやっていただいた上で、品質管理を徹底して、今後は正確な資料を提出するようにはしていただきたいということです。」等と厳重注意されていた（甲D317の1：18頁～19頁）。

エ それにもかかわらず、その翌年である令和2年に上記2のデータ書換事件が発覚し、さらに令和4年12月にも159箇所もの不備が発見されたのである。

4 そのほかの原発業者のデータ改竄・隠蔽事件（毎日新聞による整理）

中部電力や一審被告以外にもデータ改竄や事故隠蔽などはなされてきたのであって、このようなデータ改ざんや事故の隠ぺいは、インターネット上で調べられるだけでも膨大な量にのぼる。

ア その筆頭は、平成14年の東京電力による福島第一原発・福島第二原発・柏

崎刈羽原発の炉心内部のシュラウドひび割れ、ジェットポンプ・再循環系配管のひび割れ・損傷のデータ改ざんとトラブル隠しである。

平成12年にGEの米国技術者が東京電力の記録改ざん不正を通産省（現経産省）資源エネルギー庁に内部告発したことが発端だったが、東京電力は「記憶がない」「記録がない」として保安院調査を拒否し続けて組織ぐるみで記録改ざん・トラブルを隠し続けた。しかし、平成14年にGE本社が全面協力を表明して元データが提供されるに至り、ようやく29件の不正な改ざんを公表。さらに報告義務のある炉心再循環系配管ひび割れが見つかっていても補修せずに「補修済」として国にも報告せずに運転を継続していたことも発覚したのである。

イ このほかにも、毎日新聞は、本件過小評価事件を踏まえて、図表2のとおり、2007（平成19）年の電力各社の不祥事公表や、1970年代からの虚偽データ報告が東京電力だけでも199件にのぼる事実などを紹介し、国民の間に広まった電力会社への不信が現実化したのが福島第一原発事故だとしている。そして、福島第一原発事故という未曾有の災害で得た教訓や反省はどこに行ったのか、データ捏造に唾然とする、次々に再稼働に進む他の原発の安全性はきちんと確保されているのか、原発をめぐる不祥事の歴史を振り返れば疑問がわく、などと厳しく指摘している（[甲D318](#)）。



図表2 2026（令和8）年1月9日毎日新聞朝刊（甲D318）

5 小括

以上の歴史的事実から明らかなように、本件地盤モデルを含む原発事業者による評価結果は、原発事業者による元データの収集・選定・解析・評価の過程を経て作成されるものであるところ、伝聞証拠同様、その作成過程では過小評価や誤謬が入り込む可能性がある。

特に一審被告についていえば、実際に、本件原発や敦賀原発2号機に関して作成された審査資料の中に膨大な記載不備があったことが後になって発覚し、再発防止を原規委から強く言われたにもかかわらず、さらに敦賀原発2号機に関して重要データの書換事件を起こしてしまっている。本件原発の基準適合判断が示されたのが上記重要データ書換事件発覚以前だったことも踏まえれば、原規委による元データに基づく実質的検証がなされていない審査資料の信用性は、原子力災害

の甚大性及びそれを踏まえての原子炉等規制法の趣旨に照らして、決して無条件に肯定されてはならないというべきである。

第3 経験則を裏付ける原発事業者の特質（契機）

- 1 原発事業者の評価結果に過小評価や誤謬が入り込む可能性を否定できないことは、原発事業者の性質からも説明可能である。すなわち、一審被告を含む原発事業者は、経済的利益を追求することを目的とする営利団体（株式会社）であって、経済的利益を追求するために安全を疎かにする契機を内在しているのである。
- 2 現に、福島第一原発事故後に適合性審査に携わった島崎邦彦・元原規委委員長代理は、「真っ当な学者からすると、ビックリすることを電力会社はやってくる。提出資料のやり直しを指示しても、同じものを何度も持ってきたこともありました」「彼ら（電力会社）は最低線を探ってくるんです」「ごまかせるのであれば、それでいいという感覚ではないでしょうか。安全文化が大事などと言葉では言いますが、そんなものはない」等と厳しく指摘していた（[甲G171](#)）。
- 3 また、毎日新聞がスクープした2018（平成30）年12月6日のいわゆる「秘密会議」では、当時の更田豊志委員長が「申請者マインドを甘くみたらアカンで。おいら、そっちの方が時間としては長いから。いかようにでも（規制を）くぐり抜けるからな」と率直な発言をしている（[甲G172](#)。図表3）。

これは、関西電力が、鳥取県の大山における大山生竹テフラ（DNP）噴火の噴出量の見直しに関するもので、こういった発言も島崎発言や今回の浜岡原発データ捏造問題に通底するものが感じられる。



更田委員長

「同様な」というのはあれだから
「同一の」とかでないと

アイデンティカル (Identical=同一の)
じゃないと

いやいやアカン
申請者マインドを甘くみたらアカンで

おいらそっちの方が時間としては長いから
いかようにでも(規制を)くぐり抜けるからな

図表3 2026 (令和8) 年1月9日毎日新聞

4 このように、一審被告を含む原発事業者には、評価結果等の作成過程において過小評価などをしてしまう契機が確かに存在している。ゆえにこそ、浜岡原発に関する中部電力の上記1の不正事件のような事件が発生するのである。こうした過小評価の契機の存在（コストを最小化するために安全を疎かにする傾向にあること）は、原子力災害の甚大性及びそれに基づく原子炉等規制法の趣旨に照らして、決して無視されてはならない。特に原規委の審査が及んでいない事項の信頼性については、こうした契機が存在することを前提に、万が一にも原子力災害を起こさないために、司法の立場からも慎重な判断が求められる。

第4 浜岡原発・基準地震動過小評価事件で発覚した原規委の適合性審査スキームの弱点

1 基準地震動過小評価を原規委が審査過程で発見できなかった

(1) 中部電力による浜岡原発・基準地震動過小評価事件に関して、原規委側は、例えば山中伸介委員長が「前代未聞の事案」「暴挙」「安全の確保は原子力事業

者の第一義の責任」などと発言したり、山岡耕春委員が「中部電力は真摯に取り組んでいると信じていたが、非常に大きな失望を感じた」などと発言したりする等、中部電力を強く非難している。

- (2) ただ、ここで注意を要するのは、**2023（令和5）年9月に原規委が過小評価された基準地震動を「おおむね了承」と判断していたこと**である。この事件が発覚したのは2025（令和7）年2月に公益通報があったからであって、原規委が審査過程において発見したものではない。

2 原規委はなぜ発見できなかったのか－事業者性善説に立った審査

では、なぜ原規委は、中部電力による上記過小評価事件を審査過程で発見できなかったのか。審査にあたって、事業者性善説（事業者が過小評価や誤謬のない審査資料を提出してくれるはずだとの信頼）に立っていることにその原因の一端がある。

- (1) 前述したように、歴史的事実として、一審被告を含む原発事業者が作成した審査資料や評価結果には、その作成過程で過小評価や誤謬が入り込むことが現実であり得る。また、上記島崎・更田発言にもあるように、原発事業者には、コストを最小化するために安全を疎かにする契機が存在している。原子力災害の甚大性及びそれに基づく原子炉等規制法の趣旨を踏まえるならば、本来は、原発事業者が不正を行うかもしれないという健全な警戒心をもって厳しく審査を行うのが、本来の原規委の職責ということになる（最善の危険除去義務、厳格審査による客観的安全確保義務）。
- (2) ところが、実際の原規委の適合性審査では、原発事業者が不正をまさか行うはずがないという前提の下で審査が行われている。これは、本件原発について原規委が一審被告に対して本件原発敷地内の地震観測記録の元データを提出させていないことから、明らかである。
- (3) そして、原発事業者が提出した審査資料や評価結果等が正しいことを前提として審査が行われている以上、事業者が提出した審査資料や評価結果に過小評

価や誤謬があつたとしても、原規委はそれを審査過程で漏れなく発見できない。中部電力による基準地震動の過小評価を原規委が審査過程で発見できなかったことによって、このことが実証されることとなった。

(4) この点が、原規委の適合審査スキームの弱点なのである。

第5 以上を踏まえての司法審査の在り方－原規委による基準適合判断が有する推認力の射程を踏まえた事実認定が求められること

1 基準適合判断が有する推認力の射程－評価結果等に過小評価や誤謬が無いことまでは推認できないこと

(1) 上記第4で述べたように、原規委は、原発事業者が作成した審査資料や評価結果が正しいものであること（事業者性善説）を前提に、適合性審査を行っている。したがって、原規委は、中部電力による上記過小評価事件がそうだったように、審査資料や評価結果の作成過程における原発事業者による過小評価や誤謬を審査過程で漏れなく発見できるわけではない。

(2) このことから、「原規委の基準適合判断は、その基礎とされた事業者による審査資料や評価結果に過小評価や誤謬がないことまで担保するものではない」こと、言い換えれば「原規委による基準適合判断は、その基礎とされた事業者による審査資料や評価結果に過小評価や誤謬が無いことまで推認させるものではない」ことが分かる。

2 歴史的事実に基づく証拠評価－原規委が元データを確認していない評価結果等は無条件に信用性を肯定できないこと

(1) 他方で、上記第2～第3で明らかにしたように、原規委に提出された審査資料や評価結果は、その作成過程で過小評価や誤謬が入り込むことがあり得る。このことは歴史的事実が証明しているのであって、作成過程で過小評価や誤謬が入り込むことがおよそあり得ない等とは到底言えないのが現実なのである。

(2) 特に一審被告は、①平成30年に本件原子炉燃料棒の有効長頂部の寸法の誤りや本件原発の工事計画の認可申請書に不備が発見され、②翌令和元年には敦賀原発2号機の審査資料に1139箇所もの不備が発見され、③さらにその翌年である令和2年には重要データの書換が発覚され、④さらに審査再開後の令和4年12月に追加で157箇所の不備が発覚されたのであるから、これらの出来事発覚前に基準適合判断を受けている本件原発に係る審査資料や評価結果については、敦賀原発2号機と品証体制は同一である以上、その作成過程で過小評価や誤謬が入り込んでいる可能性が猶更否定できない。

(3) こうした事実に加え、原子力災害の甚大性及びそれに基づく原子炉等規制法の趣旨も併せ考えれば、原規委が元データを確認していない審査資料及び評価結果については、無条件にその信用性を肯定することはできない。

3 一審被告の訴訟上の義務－原規委に重要事実誤認が無いことについて相当な根拠資料に基づいて主張立証すべき義務

(1) 一審原告ら控訴審準備書面（31）で詳述したように、一審原告らが原発の安全性に欠けるところがあると具体的に指摘する事項については、一審被告において、その指摘事項を踏まえても原規委の判断に不合理な点がないこと、具体的には基準適合判断過程に看過し難い過誤欠落がないことについて相当な根拠・資料を用いて主張立証すべき訴訟上の義務があるものと解される。

(2) そして、審査資料や評価結果の作成過程で過小評価や誤謬がある場合、そのような審査資料等に基づいてなされた原規委の判断は、その判断の基礎とされた重要な事実誤認があることとなってしまふ。とすれば、上記主張立証義務を負う一審被告は、少なくとも一審原告らにおいて原発の安全性に欠けるところがあると具体的に指摘する事項に関しては、原規委の判断の基礎とされた重要な事実誤認がないこと、すなわちその基礎とされた審査資料や評価結果等に過小評価や誤謬がないことについて、元データその他相当な根拠資料に基づいて主張立証を行うべきである。

- (3) 一審被告がそのような主張立証を行わない場合には、上記義務違反の効果として、一審原告らにおいて原発の安全性に欠けるところがあると具体的に指摘する事項の存在が事実上推認されるべきである。

4 基準地震動の争点に即したあてはめ——一審被告には本件元データに基づいて原規委に重要事実誤認が無いことを主張立証すべき訴訟上の義務があること

これを基準地震動の争点に即していえば、次のとおりとなる。

- (1) 一審原告らは、本件原発の安全に欠けるところがあると具体的に主張する事項として、基準地震動に関しては、本件基準地震動の基礎とされた本件地盤モデルのサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離があることを主張している。
- (2) 原規委は、一審被告に対して本件元データ（本件原発敷地内の地震観測記録の時刻歴波形のデジタルデータ）の提出を求めていることから明らかなように、上記の乖離があるかどうかについて科学的に検証していない。したがって、原規委の基準適合判断は上記乖離が存在しないことを科学的に担保するものではないから、同判断があることをもって、上記乖離が存在しないことを推認することはできない。
- (3) 他方で、上記乖離が存在する場合には、本件基準地震動（一審被告が策定した基準地震動）が設置許可基準規則第4条第3項の「基準地震動」の要件を満たすとした判断、ひいては本件基準地震動による地震力に基づいて設計された耐震重要施設が同項に適合するとした判断の基礎とされた重要な事実誤認があったことになる。
- (4) したがって、一審被告は、原規委の判断の基礎とされた重要な事実誤認がないことを相当な根拠資料に基づいて主張立証する訴訟上の義務がある。そして、原規委の判断の基礎とされた重要な事実誤認がないこと、すなわち上記乖離が存在しないことを客観的に確認するためには、本件元データをフーリエ解析して分析することが必要となる。ゆえに、一審被告は、原規委の判断の基

礎とされた重要な事実に誤認がないことを相当な根拠資料に基づいて主張立証するために、本件元データを提出する訴訟上の義務を負う。

- (5) 一審被告が本件元データを提出しない場合には、上記義務違反の効果として、本件基準地震動の基礎とされた本件地盤モデルのサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離があること（人格権侵害の具体的危険の評価根拠事実）が事実上推認されるべきである。

以 上

令和3年（行コ）第136号 東海第二原子力発電所運転差止等請求控訴事件

一審原告 大石 光伸 外

一審被告 日本原子力発電株式会社

証 拠 説 明 書

2026（令和8）年2月25日

東京高等裁判所 第22民事部ハに係 御中

一審原告ら訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之

外

号証	標 目	原本・写 しの別	作成者	立 証 の 趣 旨
甲D 315 の1	敦賀発電所2号機ボーリング柱状図データ書換え事案に関する評価書 ※ 日本原子力発電株式会社敦賀発電所2号機ボーリング柱状図データ書換えに係る原子力規制検査の結果及び今後の対応（別紙2）	写し	原子力規制庁	<ul style="list-style-type: none">令和2年2月7日に実施された第833回「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」において、一審被告敦賀発電所2号機の審査資料中のボーリング柱状図の記事欄の一部が、第657回の審査会合時に提出された柱状図の記事欄から不適切に書き換えられ、さらに説明がなく提出されていることが判明したこと（6頁～7頁）。原規委は、「原子力規制委員会の規制活動は、許認可申請の内容が正確で時機を得て情報提供されるという前提に基づいて行われるものである

				<p>ため、敷地内破砕帯の活動性の評価という適合性審査における重要な論点の判断に用いるデータについて、正確な情報が提供されないことにより、審査に不必要な混乱や人的資源を多大に費やすことになったことは、原子力規制委員会の規制活動に影響を与えた」と判断し、深刻度を「SLⅢ」（原子力安全上又は核物質防護上一定の影響を有する事態をもたらしたものの、又はそうした事態になり得たもの。）と判断したこと（9頁）等</p>
<p>甲D 315 の2</p>	<p>原子力規制委員会からの報告徴収命令に対する異議申立てについて</p>	<p>写し</p>	<p>一審被告</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原規委は、平成25年5月22日に開催された平成25年度第7回原子力規制委員会において、一審被告敦賀原発2号機直下の破砕帯が耐震設計上考慮する活断層であると判断し、それを前提として同月29日付で報告徴収命令（原子炉等規制法67条1項）を行ったこと。 一審被告は、上記報告徴収命令に対して、一審被告敦賀原発2号機直下の破砕帯が耐震設計上考慮する活断層であるとの原規委の判断が誤りである等として、同年7月16日付で異議申し立てを行っていたこと。

				<ul style="list-style-type: none"> ひいては、当時の一審被告は、敦賀原発2号機直下の破碎帯が耐震設計上考慮する活断層であるかどうかの論点に関して、活断層であるとする原規委の判断に強く反発していたこと。そのような一審被告が、その強い反発の結果として再審査となった同じ論点を判断するための重要データを書き換えて原規委に提出していたこと。等
甲D 316 の1	東海第二発電所 設置変更許可 申請及び工事計 画認可申請の補 正書・審査資料に おける燃料有効 長頂部の寸法値 について(平成3 0年1月23日 付)	写し	一審被告	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年1月には、本件原子炉燃料棒の有効長頂部の寸法の誤りが発覚したこと。 具体的には、平成29年の運転期間延長認可申請書及び設置変更許可申請の審査資料の中に燃料棒の有効長の頂部寸法（TAF位置データ）について二つの異なる数値が存在していたことが発覚したこと。
甲D 316 の2	運転期間延長認 可申請書及び設 置変更許可申請 の審査資料にお ける燃料有効長 頂部の寸法値に 係る原因分析結 果(平成30年2 月8日付)	写し	一審被告	<ul style="list-style-type: none"> 最初の設置許可申請時（昭和46年）の7×7燃料による申請から8×8燃料に設置変更許可申請（昭和50年）して燃料頂部の高さ（TAF）が変更になっていたにも関わらず、7×7燃料の寸法で記載されたまま許可されて営業運転が開始され（昭和53年）、平成30年の設置変更許可申請に

<p>甲D 316 の3</p>	<p>東海第二発電所 設置変更許可申 請書の審査資料 における燃料有 効長頂部の寸法 地に係る対策及 び水平展開につ いて(平成30年 3月8日付)</p>	<p>写し</p>	<p>一審被告</p>	<p>よる審査で発覚するまで、建設当 初から40年以上にわたって燃料 棒の頂部の高さの寸法が誤って記 載されていたことまで判明したこ と。</p> <ul style="list-style-type: none"> 根本原因について一審被告は「製 作メーカー図面に誤ったTAF位置 データが含まれており、そのデー タが申請書・審査資料に連鎖的に 引用されてきた」と報告した。事 業者である一審被告は「その元デ ータの誤りを気づかずに社内で流 用し、申請書に引用し、設置変更 許可申請、工事計画認可申請にあ たってもそのデータの内部チェッ クができていなかった」という品 質管理マネジメント(QMS)が 欠如していることを指摘されたこ と。等
<p>甲D 317 の1</p>	<p>第758回原子力 発電所の新規制 基準適合性に係 る審査会合 議事 録</p>	<p>写し</p>	<p>原子力規制 委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本件原発については、平成30年 10月ごろには、本件原発工事計 画の認可申請書でも一審被告の提 出した資料の中に記載不備があっ たことが確認されていたこと(6 頁)。 審査会合では、一審被告担当者か ら「資料の信頼性に大きな影響を 与えかねないような記載の不備で あったということで、このような

				<p>ことを発生させてしまいましたこと をお詫び申し上げます。大変申 し訳ございませんでした。」との 謝罪があった上で（3頁）、その 説明として「昨年の10月ごろに、 東海第二の工事計画の認可申請書 でも、弊社の提出した資料の中に、 今回と同じ原因で工認の記載の不 備があったことを確認してござい ます。その際には補正をさせてい ただいたわけでございますけれど も、今回も同じ誤りでございました。 東二の工事計画においては、 10月の上旬から中旬にかけて、 このようなことをしたわけござ いますけれども、本件の平成30 年の11月の審査会合資料におい ても、東二と並行して、当時、同 じ時期の10月ごろに、この資料 を作成していたことございま す。東二でやった件と同じことを 敦賀でもやっていたということ を、今さらながらでございますけ れども、確認したということござ います。」との説明があったこ と（6頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原規委委員からは、「ちょっと確 認なんですけれども、先ほど東海 第二の関係のやつでミスをしまし
--	--	--	--	--

				<p>たという話で、今回のやつについては、6月から7月ぐらいの次の会合の資料をつくっていく中で気がつきましたという御説明が口頭であったと思います。一方で、東海のやつのほうの再発防止のルールとしては12月から1月ぐらいにつくられる、つくりましたということなんですけれども、そうすると、これ、品証の観点で言うと、どこから、間違いがあったやつについては再発防止というか、根本原因をきちんと考えた上で是正措置をしなければいけないという話になるはずなんですけれども、是正措置としている部分の水平展開というのは、御社としてはされているんですか、されていないんですか。」とか「ちょっと御説明がよくわからなかったんですけれども、東海第二と敦賀って、サイトは違いますけれども、御社、日本原電株式会社としての品証体制は一本になっているはずですので、その中で作成する官庁に提出する文書ということですから、同じ形でもって是正は、東海で起こった話についても、当然、敦賀に反映した是正措置をとらなければいけな</p>
--	--	--	--	--

				<p>いという話なんですけど、その是正措置はとっていたんですか、とってないんですか。」等と詰問されたこと（15頁～16頁）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同日の審査会合では原規委からは、「<u>今回説明のあった記載の不備につきまして、これは審査の前提になる元データ、これがもし修正されたということであれば、これが理由がわからないままに、この審査を続けることは難しいわけです。実効的な再発防止策というのは、今の時点ではなかなか期待することもできないようなものですよね。とにかく事業者は、なぜこういう間違いを生じたのか。それが数字を変更する必要がある、それぞれですね、どうしてそういう必要が生じたのかということについて、パターンが幾つかに分類ができると思いますので、それぞれのパターンについて、きちんと具体的な例を挙げて説明をしていただく必要がある。これがないと審査を先に進めることができません、これは。とにかく、そういうことをきちんとやっていただいた上で、品質管理を徹底して、今後は正確な資料を提出するようにして</u>
--	--	--	--	---

				<p><u>いただきたいということです。」</u> 等と嚴重注意されていたこと（18頁～19頁）等</p>
<p>甲D 317 の2</p>	<p>第 783 回原子力 発電所の新規制 基準適合性に係 る審査会合 議事 録</p>	<p>写し</p>	<p>原子力規制 委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年8月23日審査会合以降に931箇所に記載不備があったことが報告された後、同年10月11日審査会合では追加で208箇所の記載不備が報告され、同原発の審査資料に合計で1139箇所の記載不備があったことが発覚したこと（15頁）等
<p>甲D 318</p>	<p>2026(令和8))年1月9日毎日 新聞朝刊</p>	<p>写し</p>	<p>毎日新聞</p>	<ul style="list-style-type: none"> 毎日新聞は、本件過小評価事件を踏まえて、2007（平成19）年の電力各社の不祥事公表や、1970年代からの虚偽データ報告が東京電力だけでも199件にのぼる事実などを紹介し、国民の間に広まった電力会社への不信が現実化したのが福島第一原発事故だとしていること。 福島第一原発事故という未曾有の災害で得た教訓や反省はどこに行ったのか、データ捏造に唾然とする、次々に再稼働に進む他の原発の安全性はきちんと確保されているのか、原発をめぐる不祥事の歴史を振り返れば疑問がわく、などと厳しく指摘していること。等

以上